

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」の登録検証機関評価において 13年連続で最高ランクの「S」評価を取得

SOMPOリスクマネジメント株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：中嶋 陽二、以下「SOMPOリスク」）は、2025年9月4日付で、東京都「総量削減義務と排出量取引制度^(※1)」の「登録検証機関^(※2)評価制度」において、評価制度が開始された2013年度から2025年度の13年連続で最高の評価段階である「S」評価を取得しました。

現在、東京都に登録されている検証機関23社の中で、「S」評価取得は5社となりますが、13年連続で「S」評価取得した検証機関は、SOMPOリスクのみとなります。

「2025年度評価結果」（東京都環境局）

(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/authority_chief/hyouka/hyouka_kekka2025)

*1 年間のエネルギー使用量が3か年度連続して原油換算1,500kL以上となった大規模事業所へ温室効果ガス排出量の総量削減義務を課す制度（2010年4月から開始）。

*2 所定の要件を満たし、東京都に登録された検証機関に限定されます。SOMPOリスクでは、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」の検証機関として、複数の区分に登録され、業務を実施しています。登録区分の詳細は、本ニュースリリースに添付の<参考1>「SOMPOリスクの排出量取引検証業務の登録区分」をご参照ください。

1. 東京都登録検証機関評価制度の概要

2010年4月から開始された東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」では、各事業者が算定した温室効果ガス排出量の正確性・信頼性を確保するため、登録検証機関による第三者検証が義務付けられています。

東京都では、2013年度から検証機関自らの品質向上意欲を引き出し、総量削減義務と排出量取引制度に資するため、検証機関が実施した検証業務内容及び自ら実施した積極的な取組みに対し、評価を実施することになりました。

主な評価項目は、「検証結果の精度」「検証準備の充実」「検証の信頼性・正確性を確保する取組」「管理部門主任者配置」他計11項目より100点満点での評価となります^(※3)。

評価段階は、80点以上が「S」、70点以上が「A」、60点以上が「B」、60点未満が「C」となっており、評価段階が「S」または「A」に該当した検証機関のみ東京都環境局のホームページで公表されます。

SOMPOリスクは、全ての評価項目に対し、網羅的に取り組んでいることが東京都より評価されています。特に、検証精度を高める工夫として、Web検証^(※4)の実施における留意点を独自に設けており、検証根拠資料の電子化やソフトの機能を利用した省力化、自動化などの取組み、効率的な検証方法を確立し、検証時間の短縮化を図っている点を高く評価されています。

*3 評価項目は、本ニュースリリースに添付の<参考2>「評価対象項目一覧表」をご参照ください。

*4 情報通信技術（ICT：Web会議、メール、電話等）を用いた検証

2. 今後の展開

温室効果ガス排出量 50%削減の目標年度である 2030 年を目前とした第四計画期間が 2025 年 4 月より始まりました。SOMPOリスクでは、今後も品質の高い検証業務を通じて、企業の地球温暖化防止への取組みを支援するとともに、持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

SOMPOリスクマネジメントについて

SOMPOリスクマネジメント株式会社は、損害保険ジャパン株式会社を中核とするSOMPOホールディングスのグループ会社です。「経営コンサルティング事業」「リスクエンジニアリング事業」「データドリブン推進事業」「サイバーセキュリティ事業」を展開し、全社的リスクマネジメント (ERM)、事業継続 (BCM・BCP)、サイバー攻撃対策などのソリューション・サービスを提供しています。

サービス内容に関するお問い合わせ先

SOMPOリスクマネジメント株式会社

サステナビリティコンサルティング部 [担当：竹村・土本]

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

問い合わせフォーム：

<https://www.sompo-rc.co.jp/contact/form>

以上

<参考1> 「SOMPOリスクの排出量取引検証業務の登録区分」

SOMPOリスクでは、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」の検証機関として、以下区分に登録され、業務を実施しています。

- ・「特定ガス・基準量（1号区分）」（登録日：2010年11月26日）
- ・「都内外削減量（2号区分）」（登録日：2010年11月26日）
- ・「優良事業所基準への適合（第一区分事業所）（5号区分）」（登録日：2010年8月5日）

また、SOMPOリスクは、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携し運用を進めている埼玉県「目標設定型排出量取引制度^(*5)」の登録検証機関^(*6)として、以下区分に登録され、業務を実施しています。

- ・「目標設定ガス・基準量（1号区分）」（登録日：2011年5月31日）
- ・「県内外削減量（2号区分）」（登録日：2011年5月31日）
- ・「優良事業所基準への適合（第一区分事業所）（5号区分）」（登録日：2011年5月31日）

*5 年間のエネルギー使用量が3か年度連続して原油換算1,500kL以上となった大規模事業所へ温室効果ガス排出量の総量削減目標達成を課す制度（2011年4月から開始）。

*6 所定の要件を満たし、埼玉県に登録された検証機関に限定されます。

<参考 2> 「評価対象項目一覧表 (* 7)」

	評価対象項目	審査の基準及び内容
1)	検証結果の精度	検証結果報告書に重大な誤りが1件もないこと。
2)	検証準備の充実	実地調査の前に検証留意事項を抽出し、検証結果の詳細報告書に記載していること。
3)	燃料監視点の網羅性の確保	特定ガス検証ガイドラインに記載されている事項以外の有効と認められる視点で、検証対象事業所のエネルギーフローや監視点の網羅性を確保する記録等を作成すること。 上記以外に、燃料監視点の網羅性を確保する独自の取組を実施している場合は加えて評価する。
4)	検証の信頼性・正確性を確保する取組	特定温室効果ガス排出量検証チェックリストにおいて、検証結果の判断理由等を正確に記載していること。記載事項は、各検証チェック項目に対する事項に加え、毎年度、東京都が別に通知する事項とする。
5)	管理部門主任者配置	検証業務部門のほか、特定ガス・基準量検証の検証業務の管理及び精度の確保を行う部門（以下「管理・検証精度確保部門」という。）に1名以上の検証主任者を配置して検証結果の確認を行った上で、記録をしていること。
6)	内部監査の実施	検証業務部門に対して、内部監査を1年に1回以上実施していること。 管理・検証精度確保部門に対しても、少なくとも2年に1回監査を実施している場合は加えて評価する。 マネジメントレビュー（経営層による定期的な業務改善）を実施している場合は加えて評価する。
7)	検証業務に必要な情報の周知徹底	検証業務に必要な最新の情報を、評価申請機関内で、対象者全員に周知していること。
8)	要員の力量に対する管理	要員の力量管理に資する記録に関して規定していること。 要員の力量維持又は向上に向けた規定又は取組（教育訓練の充実）がある場合は加えて評価する。 要員の力量の評価に関する規定又は取組がある場合は加えて評価する。
9)	情報公開	財務諸表等をインターネットの利用により公表していること。
10)	その他検証精度を高めるための工夫	1) から9) までの項目に係る取組を除くほか、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の精度を高めるための自主的な取組を行っていること。
11)	他区分への登録	特定ガス・基準量以外の登録区分に登録及び検証主任者の設置をしていること。ただし、評価申請期間の最終日に休止している場合は除く。

* 7 東京都登録検証機関評価制度要綱（令和7年4月1日改正）より一部抜粋。